

財務省告示第六百二十六号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平
 成十五年九月二十二日に発行した利付国債の発行
 条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 十 | 十一 | 十二 |
|------------------------|---|--|---|---|---|------------|---|-------------|---------------|-----------|--|
| 名称及び記 号 | 発行の根拠 | 法律及びそ の条項の適 用等 | 発行方法 | 発行額 | 払込金額 | 最低額面金 額 | 振替単位 | 発行格 日 | 発行価 格 | 利率 | 経過利 子のみ |
| 利付国庫債券（二年）（第二百十 二回） | 財政融資資金特別会計法（昭和 二十六年法律第一百一号）第十一 條第一項 | 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号）以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けけるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。 | 日本郵政公社法（平成十四年法 律第九十七号）第二十四條第三 項第四号に規定する郵便貯金資 金による引受け | 額面金額で三千三百九十八億円 三千三百九十九億九千九百九十九 万円 | 額面金額で三千三百九十八億円 三千三百九十九億九千九百九十九 万円 | 五万円 | 振替法の規定による振替口座簿 の記載又は記録は、最低額面金 額の整数倍の金額によるものと する。 | 平成十五年九月二十二日 | 額面金額百円につき百円三銭 | 年〇・二パーセント | 日本郵政公社総裁は、払込金額 に加え、次の算式により算出し た金額を第十八号に規定する期 |

日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{2}{365}$$

十三 初期利子

平成十六年三月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五 償還金額

平成十七年九月二十日日本銀行

十六 元利支

平成十五年九月二十二日

十七 償還金額

十八 払込期日

十九 払込場所

二十 償還金額

二十一 元利支

二十二 償還金額

二十三 払込期日

二十四 払込場所

二十五 償還金額